

第7回 孤独・孤立対策推進会議

議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和5年6月20日（火）17:15～17:45
2. 場所：中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室
3. 出席者：

小倉 将信	孤独・孤立対策担当大臣
和田 義明	内閣府副大臣
藤丸 敏	内閣府副大臣
大串 正樹	デジタル副大臣兼内閣府副大臣
小島 敏文	復興副大臣
尾身 朝子	総務副大臣
門山 宏哲	法務副大臣
秋野 公造	財務副大臣
籙 和生	文部科学副大臣
羽生田 俊	厚生労働副大臣
豊田 俊郎	国土交通副大臣
山田 美樹	環境副大臣
井野 俊郎	防衛副大臣
秋本 真利	外務大臣政務官
角田 秀穂	農林水産大臣政務官
長峯 誠	経済産業大臣政務官
楠 芳伸	警察庁長官官房長

(議事次第)

1. 孤独・孤立対策の取組について
2. 孤独・孤立対策の令和6年度予算概算要求について

○和田内閣府副大臣 それでは、ただいまから、第7回「孤独・孤立対策推進会議」を開催いたします。

皆様、大変御多忙極まる中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めます、孤独・孤立対策を担当する内閣府の副大臣の和田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日の会議でございますが「孤独・孤立対策の取組について」及び「孤独・孤立対策の令和6年度予算概算要求について」を議題といたします。

初めに、事務局より、孤独・孤立対策の取組について、御説明をお願いいたします。

○山本孤独・孤立対策担当室長 内閣官房孤独・孤立対策担当室長の山本でございます。

お手元の第7回「孤独・孤立対策推進会議説明資料」を御覧ください。最近の対策の取組状況について御説明します。

まず、1ページ目でございます。

孤独・孤立対策については、社会環境の変化により、人と人とのつながりが希薄化し、コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化したことから、令和3年2月に担当大臣が指名され、内閣官房に担当室が置かれまして、政府一体となって取り組んでまいりました。

孤独・孤立対策の重点計画において、政府が今後重点的に取り組む具体的な施策を取りまとめて、取り組んでいるところでございます。

基本理念として3点挙げております。「人生のあらゆる場面で、誰でも起こり得るこの問題に、社会全体として対応する」、「当事者や家族の立場に立って施策を推進する」、「人と人とが対等につながり、つながりが実感できる施策を推進していく」といったことを基本理念として定めております。

基本方針として4つの柱、「支援を求める声を上げやすい社会とする」、「切れ目のない相談支援につなげる」、「見守り・交流の場、居場所を確保し、つながりを実感できる地域づくりを進める」、さらに、「官・民・NPOとの連携を強化する」という観点から、対策を取りまとめております。

今後、単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、この問題の深刻化が懸念されておりますので、この対策を本格実施の段階に進めていくために、国・地方における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行うことが課題となっております。

そこで、2ページ目にありますように、このたび、今国会に孤独・孤立対策推進法案を提出しており、5月31日に成立、6月7日に公布されたところでございます。

この法律におきましては、孤独・孤立対策を進めていく上での基本理念として、孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得ることから、社会のあらゆる分野において対策の推進を図ることが重要であるといったことなど、3つの理念を定めております。

また、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定しております。

さらに、基本的施策として、重点計画の作成、国民の理解の増進、相談支援の推進、関係者の連携・協働の促進、人材の確保・養成、地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援、調査研究の推進といったことを定めております。

推進体制については、内閣府に特別の機関として、内閣総理大臣を本部長とする孤独・孤立対策推進本部を設置し、施行後はこの本部において、重点計画の策定等を担っていくことを定めております。あわせまして、内閣府の事務に孤独・孤立対策の推進に関する事務を追加することとし、施行後はこれまで内閣官房が担ってきた事務は内閣府に移管されることになります。

施行期日は、令和6年4月1日ということでございます。

3ページ目、4ページ目で、法案の国会審議の状況につきまして、一部を抜粋したものを掲載してございます。

小倉大臣の答弁にございますように、「既存のあらゆる制度、施策に、孤独・孤立対策の視点を入れて取組を進めることが重要である」といったことでありますとか、「EBPMの推進は、孤独・孤立対策においても大事にしなければいけない視点であり、孤独・孤立に関する実態把握と併せて、孤独・孤立に関連するデータや、学術研究の蓄積、整備の推進に努め、これを基に施策を効果的に推進していく」といった答弁をさせていただいております。

また、「孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする、予防に取り組むことが重要である」、「支援を受けることを無理に我慢するといった、いわゆるスティグマの問題があるので、そうしたものがないようにするための環境づくりが大事である」。さらに、「当事者等が相談支援につながる接点、場所を地域で増やしていくことや、相談や支援を利用しやすい環境づくりが重要である」といった答弁をさせていただいているところでございます。

5ページでは、衆・参内閣委員会での附帯決議を掲げております。「国や地方公共団体、関係団体の連携と協働の促進」、「NPO等の活動の支援に必要な予算の安定的な確保」、「社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと」、「当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性」などについて、盛り込まれているところでございます。

6ページ目は、先週閣議決定されました、いわゆる骨太方針2023における孤独・孤立対策に関する記載でございます。

7ページ、8ページでは、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援について、掲載をさせていただいております。これにつきましては、令和3年3月に緊急支援策がスタートしており、基本的には、その水準を下回らない形で、今日まで継続して取り組んでおり、令和5年度予算及び令和4年度第二次補正予算におきましても、60億円を超える予算額

を確保しているところでございます。

なお、この事項につきましては、重点計画におきまして、当面、緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていくことを決定しているところでございます。

さらに、参考資料として17ページ以下、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査結果として、直近の2回目のものを公表いたしておりますので、この内容なども参考にさせていただきながら、施策の検討を進めていただければ幸いです。

説明は、以上でございます。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、孤独・孤立対策の令和6年度予算概算要求について、私から御説明いたします。

まずは、孤独・孤立対策推進法の成立に当たっては、国会審議をはじめとして、関係府省から多大なる御協力を賜りましたことに、深く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

御承知のとおり、法案の審議や附帯決議においては、法の施行後の孤独・孤立対策の推進のために必要な予算の確保が求められているところでございます。

各府省庁におかれては、令和6年度からの孤独・孤立対策のさらなる推進に向けて、「孤独・孤立対策の重点計画」の基本方針や推進法の規定、骨太方針、各所管分野の現場のニーズに即した、令和6年度の孤独・孤立関係予算の概算要求における新たな施策や既存施策の拡充について、引き続き御検討いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

その際、NPO等への支援に対しては、重点計画において、「当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく」とされているところであり、安定的かつ継続的な支援のために、補正予算で措置している施策について、当初予算としての要求を十分検討していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議題全体について、各府省庁から順次御発言をいただきたいと思っております。

初めに、内閣官房、内閣府、こども家庭庁における事項について、私から発言をさせていただきます。

内閣官房では、地方版官民連携プラットフォームの構築、孤独・孤立相談ダイヤル、NPO等や中間支援組織による孤独・孤立対策の取組モデル調査など、各種のモデル的・試行的事業を着実に実施するとともに、これらの実施状況を踏まえて、孤独・孤立対策推進法の施行により内閣府に業務が移管される令和6年度の事業の在り方について、検討してまいります。

また、内閣府では、困難を抱える女性に寄り添った相談支援や、その一環として実施する生理用品の提供のため、地域の女性活躍推進交付金の充実・強化に努めてまいります。

加えまして、DVや性犯罪、性暴力被害者への相談支援体制のさらなる充実を図ってま

います。

さらに、こども家庭庁においては、こどもの居場所づくりに関する指針を策定するとともに、昨年度補正予算に計上したNPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業で、各地域におけるモデル的な取組を支援することとしており、こどもの居場所づくりについて検討を進めてまいります。

続いて、各副大臣より御発言を頂戴したいと思います。

それでは、大串デジタル副大臣兼内閣府副大臣、よろしくお願いします。

○大串デジタル副大臣兼内閣府副大臣 まず、消費者担当として申し上げます。

消費者庁では、消費者が孤独・孤立に悩み、周りに相談できずに消費者被害に遭い、被害が拡大することを防ぐための取組を進めています。

具体的には、重点計画に基づいて、地方消費者行政強化交付金の活用を通じて、地方公共団体における消費者のトラブル防止等に資する見守りネットワークの構築を支援すること。

そして、NPO等と連携をし、相談会を実施して消費者被害を把握しつつ、関連シンポジウムを開催し、消費者への啓発を図ること。これらについて、地域や課題分野の拡大・深化を含め、引き続き、着実に取り組んでまいります。

次に、デジタル担当として申し上げます。

孤独・孤立に悩む方々のコミュニケーションの手段として、デジタル技術を活用することも有効であると認識しています。

デジタル庁では、デジタルに不慣れな方をサポートするデジタル推進委員の取組を進め、6月時点で2万7000人を超える方々を任命させていただいており、引き続き、関係各所としっかり連携して取組の充実を図ってまいります。

以上です。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、小島復興副大臣、よろしくお願いします。

○小島復興副大臣 復興庁です。

東日本大震災発災から12年が経過いたしました。被災者の置かれた状況は多様化しておりまして、それぞれの状況に応じたきめ細かい支援が必要と考えております。

特に、災害公営住宅に転居された方の中には、独り暮らしとなった高齢者が多くおられまして、孤独死を防止するためにも、日頃からの孤独・孤立防止やコミュニティづくりが重要と考えております。

復興庁では、被災者支援総合交付金を通じまして、自治会の形成や交流会の開催などのコミュニティづくりに対する支援、そして、生きがいくりのための心の復興事業、そして、生活支援相談員による高齢者等の見守り実施など、自治体の取組を幅広く支援しております。

被災者支援総合交付金は、令和6年度予算におきましても、被災自治体からの要望を踏

まえまして、必要枠を計上する方針でございます。

引き続き、自治体と連携し、丁寧に状況を伺いながら、被災者に寄り添った取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続きまして、尾身総務副大臣、お願いします。

○尾身総務副大臣 孤独・孤立対策は重要な課題であり、総務省としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

総務省では、孤独・孤立対策に資する取組として、例えば、孤独・孤立の問題を抱える方々に寄り添い、社会のセーフティーネットとして機能している行政相談を、利用していただけるよう、SNSも活用した広報活動に取り組むほか、インターネット上の誹謗中傷等に悩んでおられる方々に、的確にアドバイスできる相談体制の充実の取組を行っております。

また、地域において孤立しがちな高齢者や児童、子育て世代の交流の場、居場所づくりの取組を支援するため、地域運営組織の取組に対する地方財政措置などの市町村に対する支援等を行っております。

総務省といたしましては、今後とも関係省庁と協力しながら、孤独・孤立対策に資する取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、門山法務副大臣、お願いします。

○門山法務副大臣 法務省においては、孤独・孤立に至ることを予防するとともに、孤独で困っている方の声を拾い、適切な支援につなげることが重要だと考えております。

このため、相談体制の整備として、法務省の人権擁護機関における人権相談、法務少年支援センターによる地域相談活動、在留外国人に向けた一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体に対する財政支援などの取組を実施するとともに、居場所の確保として、犯罪や非行をした者の就労、住居、相談先の確保などの取組を丁寧に実施してまいります。

法務省では、関係府省庁のみならず、保護司や人権擁護委員などの民間ボランティアの方々とも連携し、引き続き、孤独・孤立対策に取り組んでまいります。

以上です。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続きまして、築文部科学副大臣、お願いします。

○築文部科学副大臣 文部科学省としても、所管する教育、文化、スポーツ及び科学技術の分野において、孤独・孤立状態にある方々に寄り添い、きめ細かく必要な取組を行ってまいりたいと考えております。

具体的には令和5年度においても、児童生徒の自殺予防や、いじめ、不登校対策、学生のメンタルヘルスケア支援、外国人等の就学促進や日本語教育の充実、博物館等の機能強化、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備、孤独・孤立の予防のための社会的仕組みの創出に資する研究開発等の事業を推進しております。

引き続き、関係省庁及び関係機関と連携して、孤独・孤立対策に取り組んでまいります。以上です。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、羽生田厚生労働副大臣、お願いします。

○羽生田厚生労働副大臣 このたびの孤独・孤立対策推進法の公布を受けまして、厚生労働省といたしましても、孤独・孤立対策のための取組を一層推進していくことが必要であると認識しております。

厚生労働省では、これまでも自殺対策のほか、ひきこもり支援や生活困窮者自立支援等に取り組んでまいりました。

また、孤独・孤立対策における支援者が果たす役割の重要性を踏まえ、生活困窮者等に対する支援活動や自殺防止に係る取組を行うNPO等への支援を継続しているところでございます。

令和6年度予算要求におきましても、引き続き孤独・孤立対策に関する施策に必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続きまして、豊田国土交通副大臣、お願いします。

○豊田国土交通副大臣 国交省でございます。

国土交通省では令和5年度当初予算において、NPO等が実施する見守りや生活相談といった居住支援活動への支援に係る予算を昨年度、当初予算より増額するなど、孤独・孤立対策に資する住宅、セーフティネット機能を強化してまいります。

また、孤独・孤立を抱えやすい単身高齢者の入居者等が、住まいにおいて交流の機会を持つことができるよう、公営住宅等への交流スペース設置などへの支援に、引き続き取り組んでまいります。

国民一人一人の孤独を防ぎ、不安に寄り添うためにも、居住の安全確保に向けた対策に、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続きまして、山田環境副大臣、お願いします。

○山田環境副大臣 環境省においては、本年4月に熱中症対策の強化を図る改正気候変動適応法が成立したことを受け、死者数の半減という高い目標を掲げた熱中症対策実行計画の策定、熱中症予防強化キャンペーンの全国展開を進めており、関係府省庁と連携し、高

齢者等の熱中症弱者の見守り、呼びかけをより一層図ってまいります。

また、地域における包括的支援体制の推進施策として、家庭で余った食品を回収し、地域の生活困窮者支援団体、福祉施設などへ寄附するフードドライブを実施手順、円滑に実施するポイント、実施上の課題と解決策などを掲載した手引を活用して推進するとともに、国立公園などでの滞在や体験によって、人と人とのつながりや、癒やしを感じていただけるよう、美しい自然を生かした感動体験の提供や、ウェブサイトやSNSを活用した情報発信に取り組めます。

以上です。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、井野防衛副大臣、お願いします。

○井野防衛副大臣 防衛省・自衛隊では、防衛力の中核は自衛隊員であるとの認識のもと、心の健康保持増進するための取組を行っております。

孤独・孤立対策としては、カウンセリング相談体制の充実及びメンタルヘルス教育の強化に関する事業を行っており、令和5年度予算においても必要な予算を計上し、取り組んでおります。

具体的には、駐屯地等に部内相談員や部内カウンセラー及び臨床心理士を配置するとともに、部外カウンセラーを招聘し、さらには、SNSを活用した相談窓口を開設するといった取組を通じて、相談体制の充実を図っております。

隊員がその能力を十分に発揮できる健全な職場環境構築に努め、今後とも孤独・孤立対策を推進してまいります。

以上です。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続きまして、秋本外務大臣政務官、お願いします。

○秋本外務大臣政務官 外務省といたしましては、推進法の成立を歓迎いたします。

同法律の基本理念にのっとり、悩みを抱える在外邦人の方々のニーズに引き続きしっかり耳を傾けながら、必要な施策を策定し、実施に移していく方針であります。

具体的には、重点計画に基づき、在外公館の領事自身が旗振り役となって、孤独・孤立問題に関する在外邦人の方々への周知・啓発の強化など、予防的取組に力を入れてまいります。

同時に、国内NPO団体と連携しながら、悩みを抱える在外邦人の方々の早期発見に努め、迅速、かつ、きめ細やかな邦人保護の取組を行ってまいります。

相談対応の最前線に立っているNPO団体の方々の活動に寄り添うことも重要と考えており、そのために必要な新たな施策を不断に検討してまいります。

こうした取組の前提として、在外邦人をめぐる現状を把握することが極めて重要であり、外務省といたしましては、重点計画にも明記されているとおり、本年度中に在外邦人の孤独・孤立の実態調査を実施する予定であります。

これらの取組を含め、孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会の位置づけを目指し、外務省として貢献してまいりたいと考えております。

以上です。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続きまして、角田農林水産大臣政務官、お願いします。

○角田農林水産大臣政務官 農林水産省では、令和4年度補正予算、令和5年度予算を活用し、こども食堂等へ食品の提供を行うフードバンクへの支援、こども食堂等の共食の場における食育活動の推進等を行ってまいりました。

また、今月2日、総理を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、食料・農業・農村政策の新たな展開方向が策定され、その中には孤独・孤立対策を所管する関係省庁と連携し、生産者、食品事業者からフードバンク、こども食堂等への多様な食料の提供を進めやすくするための仕組みを検討すること等が盛り込まれております。

農林水産省としては、関連する様々な活動への支援の輪が広がっていくよう、関係省庁や自治体と連携しつつ、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

続きまして、長峯経済産業大臣政務官、お願いします。

○長峯経済産業大臣政務官 経済産業省といたしましては、孤独・孤立等の社会課題をビジネスや研究等を通じて解決するといった観点から、取組を行っているところでございます。

職場等での心の健康保持増進を目指した介入のエビデンス構築事業では、労働者の抑うつ不安の予防に資する、従業員や管理職を対象とした研修プログラムや、アプリを用いた行動変容を促すアプローチ等の有用性の検証を行っているところでございます。

また、学びと社会の連携促進事業では、学校外の学びの場であるサードプレイス等を活用し、不登校児を含め、児童生徒に対する学びの個別最適化や探求的な学びの推進のための先進事例の創出等を行っているところでございます。

引き続き、民間事業者等と連携し、重点計画に盛り込まれた施策を着実に実施することにより、社会的な孤独・孤立を防ぎ、人と人とのつながりを守る活動ができる環境の整備に貢献してまいりたいと存じます。

以上です。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございます。

最後に大臣より締めくくりの御発言をいただきますが、その前にプレスが入室しますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○和田内閣府副大臣 それでは、小倉大臣、よろしく申し上げます。

○小倉孤独・孤立対策担当大臣 ありがとうございます。

まずは、構成員の皆様、会期末のお忙しい中御参集をいただきまして、ありがとうございます。

また、日頃より私どもの孤独・孤立対策に御協力をいただいております関係府省庁の皆様方に、この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

私からは、先般の孤独・孤立対策推進法の成立を受けまして、孤独・孤立対策の今後の取組の方向性について申し上げます。

まず、我が国における孤独・孤立の問題の背景には、地域・家庭・職場における人と人との「つながり」や人間関係の希薄化といった社会環境の変化により、孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたことがあると考えております。

こうした中、孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の当事者等が、相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながることで、人と人との「つながり」を実感できるようにすることが重要であります。

孤独・孤立の問題や、それらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点からも、日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れて、他人や制度に頼ることについてのスティグマを解消して、当事者等が支援を求める声を上げやすく、周囲の方が気づきや対処をできるようにするための環境整備ですとか、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくり、これらを進める必要があると考えております。

他方で、各府省庁には、昨年末にこの会議で決定しました孤独・孤立対策の重点計画の改定版に基づいて、各施策の着実な実施に努めていただいております。

この重点計画につきましては、今後、推進法に基づく重点計画の策定に向けて、内容の充実を含め、施策の実効性を高めていくことが必要と考えております。

このような重点計画の今後の改善も視野に入れて、各府省庁におかれましては、骨太の方針にも記載されております、支援を求める声を上げやすく声を掛けやすい環境づくり、日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」に関する施策が充実するよう、先ほど和田副大臣からも発言がありましたように、令和6年度の孤独・孤立対策関係予算の概算要求も含めて、施策の検討をしっかりと行っていただくようお願い申し上げます。

その際、推進法案の国会審議におきまして、与野党を超えて、法第13条の規定によるNPOなど当事者等への支援を行う者への支援をはじめ、法の施行後の必要な予算の確保や取組の強化について御指摘があったことを踏まえて、これまで以上に意を用いて検討を進めていただくようお願いしたいと思っております。

あわせて、このような各府省庁における孤独・孤立対策の施策の検討に当たりましては、孤独・孤立の実態調査等の結果を活用していただき、孤独・孤立対策の視点を入れて、新規施策の策定や既存施策の運用の改善を図るなどして、孤独・孤立対策が目に見える形で進んでいくようにすることが重要と考えております。

そのような各府省庁の取組につきましては、内閣官房においてフォローアップを行っていきたいと考えております。

最後に、推進法が施行される来年4月には、内閣総理大臣を本部長とし、各府省庁の閣僚級で構成する孤独・孤立対策推進本部が設置されることとなります。

この推進本部の下で来年度から本格的に実施されます孤独・孤立対策において、この推進本部に格上げされたことが十分に伝わる予算や施策となるよう、各府省庁の御協力をお願いしたいと思います。

改めまして、本日は、どうもありがとうございました。

○和田内閣府副大臣 ありがとうございました。

それでは、プレスの方は御退室のほど、お願いいたします。

(報道関係者退室)

○和田内閣府副大臣 以上をもちまして、本日の「孤独・孤立対策推進会議」を終了させていただきます。

皆様、本日は本当にありがとうございました。そして、概算要求を何とぞ、よろしくお願ひします。ありがとうございました。